

身体的拘束等の適正化のための指針

社会福祉法人みな福祉会

第1 身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方

身体的拘束等は利用者の生活の自由を制限することであり、尊厳のある生活を阻むものである。利用者のQOLを低下させ、身体的・精神的弊害をもたらし、法人に対する不信感を募らせ、高齢者虐待と判断されることもあります。みな福祉会では、利用者の尊厳と生活の自由を守るため、全職員が正しい知識と身体的拘束等を行わないという高い意識を持ってサービスの提供に努めます。

1 介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

2 身体的拘束禁止の対象となる具体的行為

ア 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。

イ 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。

ウ 自分で降りられないようにベッドを柵（サイドレール）で囲む（4点柵又はベッドを壁際に寄せた反対側2点柵設置）。

エ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。

オ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。

カ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。

キ 立ち上がる能力がある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。

ク 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。

ケ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。

コ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。

サ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

第2 身体的拘束等の適正化の基本方針

1 身体的拘束の原則禁止

当施設においては、原則として身体的拘束及びその他の行動制限を禁止します。

2 やむを得ず身体拘束等を行う場合

本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず

得ず身体的拘束等を行う場合は、身体的拘束等対策検討委員会を中心に十分検討し、身体的拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件のすべてを満たした場合のみ、本人・家族への説明・同意を得て行います。身体的拘束等を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、できるだけ早期に拘束を解除すべき努力をします。

3 日常ケアにおける留意事項

身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努めます。
- ② 言葉や応対等で、利用者の精神的な自由を妨げないよう努めます。
- ③ 利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種連携で個々に応じた丁寧な対応をします。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行いません。万が一やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体的拘束等対策検討委員会において検討します。
- ⑤ やむを得ないと拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるように努めます。

第3 身体的拘束等対策検討委員会の設置及びその他関連する事項

1 委員会の設置

当施設では、身体的拘束を防止するための取り組みを検討し、設備の整備や改善、業務の見直し等を推進することを目的とします。

2 身体的拘束等対策検討委員会の構成員

- ア 施設長
- イ 医師
- ウ 看護職員
- エ 生活相談員
- オ 介護支援専門員
- カ 栄養士
- キ 介護職員

3 身体的拘束等対策検討委員会の開催

年に4回以上開催します。

- ・身体的拘束適正化マニュアル等に関する具体的な原案を作成
- ・身体的拘束等発生のハイリスク者の管理を行う
- ・身体的拘束等発生のハイリスク者の収集した事例について調査を行う
- ・身体的拘束等発生のハイリスク者以外のリスクを把握及び調査を行う

- ・身体的拘束等適正化に関する各種情報収集を行う
- ・身体的拘束等適正化に関する職場点検と改善を行う
- ・身体的拘束等適正化に関する研修計画案を立案する
- ・身体的拘束等適正化に関する施設内調整を行う
- ・身体的拘束等発生ハイリスク者の防止対策、また施設内で身体的拘束等が発生した場合には、その対策を策定する
 - ・その他必要となる業務
 - ・活動内容について職員に報告を行う

第4 身体的拘束等適正化に向けた各職種の役割

施設内において、身体的拘束等適正化のためにチームケアを行う上で、各職種がその専門性に基づいて適切な役割を果たします。

(施設長)

- ・ケア現場における諸課題の統括責任
- ・身体的拘束等対策検討委員会統括責任者

(医師)

- ・医療行為への対応
- ・看護職員との連携

(看護職員)

- ・医師との連携
- ・施設における医療的行為の範囲についての整備
- ・重度化する利用者の状態観察
- ・記録の整備

(生活相談員・介護支援専門員)

- ・身体的拘束等適正化に向けた職員教育
- ・連絡調整（医療機関、家族）
- ・家族の意向に沿ったケアの確立
- ・施設のハード・ソフト面の充実
- ・チームケアの確立
- ・記録の整備

(栄養士)

- ・経鼻・経管栄養から経口への取り組みとマネジメント
- ・利用者の状態に合わせた食事形態の工夫

(介護職員)

- ・身体的拘束等がもたらす弊害を正確に認識する
- ・利用者の尊厳を理解する

- ・利用者の疾病、傷害等による行動特性を把握する
- ・利用者個々の心身の状態を把握し、基本的ケアに努める
- ・利用者とのコミュニケーションを十分にとる
- ・記録は正確かつ丁寧に記録する

第5 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

介護に携わる全ての職員に対して、身体的拘束等を行わず、利用者の尊厳と生活の自由を守るケアの推進を目的とした職員教育を行います。

- 1 定期的な教育・研修（年2回）の実施
- 2 新任職員に対する身体的拘束等適正化のための研修の実施
- 3 その他必要な教育・研修の実施（外部研修の参加）

第6 利用者等に対する指針の閲覧に関する事項

1 利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、当法人のホームページにおいていつでも閲覧することができます。

附則

この指針は、平成23年12月1日より施行する。

令和6年12月1日 改正